

佐賀県告示第三百四十号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第七項の規定により、鹿島鳥獣保護区及び唐津鳥獣保護区の存続期間を更新したので、鳥獣保護区の設定（昭和五十六年佐賀県告示第七百三十七号）の一部を次のように改正し、平成二十三年十一月一日から施行する。

平成二十三年十月三十一日

佐賀県知事 古川 康

その（一）の三を次のように改める。

三 存続期間

平成二十三年十一月一日から平成三十三年十月三十一日まで

その（一）に次のように加える。

四 保護に関する指針

イ 鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

ロ 鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、祐徳稻荷神社や同神社に隣接する東山公園など緑が多く、これらを取り囲む森林地域は、多くの野鳥等の生息地として適している。このため、当該区域は、鳥獣の生息のための重要な区域であると認められることから、鳥獣保護区に指定し、生息する鳥獣の保護を図る。

ハ 鳥獣保護区の管理方針

区域界の主な場所に、鳥獣保護区であることを周知するため、標識を設置するとともに、県担当職員や鳥獣保護員が随時巡視する等して区域の管理に当たる。

また、野生鳥獣による農林作物等被害が発生した場合には、鳥獣保護事業計画又は特定鳥獣保護管理計画に基づく有害鳥獣捕獲制度の適正な

活用により被害防止に努める。

その(二)の二中「大島を回り」の下に「大島船溜道路との交点に至り、同道路に沿って南へ進み」を加え、「県道妙見満島」を「県道唐津港線」に改める。

その(二)の三を次のように改める。

三 存続期間

平成二十三年十一月一日から平成三十三年十月三十一日まで

その(二)に次のように加える。

四 保護に関する指針

イ 鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

ロ 鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、県の生活環境保全林整備事業により県民の憩いの場となっている衣干山を含み、各種実のなる木が植栽され、鳥獣の生息地として適している。

このため、当該区域は、鳥獣の生息のための重要な区域であると認められることから、鳥獣保護区に指定し、生息する鳥獣の保護を図る。

ハ 鳥獣保護区の管理方針

区域界の主な場所に、鳥獣保護区であることを周知するため、標識を設置するとともに、県担当職員や鳥獣保護員が随時巡視する等して区域の管理に当たる。

また、野生鳥獣による農林作物等被害が発生した場合には、鳥獣保護事業計画又は特定鳥獣保護管理計画に基づき有害鳥獣捕獲制度の適正な活用により被害防止に努める。